

別表十七の二（四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の89の2（第3項を除きます。）又は第68条の89の3（連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「受取利子等の額の合計額2」は、措置法令第39条の113の2第22項《連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例》の規定の適用がある場合には、同項に規定する公社債の利子から成る部分の金額の合計額を含めて記載します。
- 3 「支払利子等の額3」は、各連結法人の支払利子等（措置法第68条の89の2第2項第2号に規定する支払利子等をいいます。以下同じ。）の額から当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する支払利子等の額を控除した金額の合計額を記載します。
- 4 「連結所得金額仮計9」は、法第81条の4《受取配当等》及び措置法68条の89第1項《連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》の規定を適用しないで計算した場合の別表四の二の「30の①」の金額を記載します。
- 5 「物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額10」は、各連結法人が法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》（法第33条第2項《資産の評価損の損金不算入等》の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限りします。）の規定の適用を受ける場合（令第68条第1項各号《資産の評価損の計上ができる事実》に掲げる資産につき当該各号に定める事実が生じたものに適用される場合に限りします。）において、法第81条の3第1項の規定により損金の額に算入される金額の合計額を記載します。
- 6 「減価償却資産に係る償却費の額12」から「匿名組合契約等により匿名組合員に分配すべき利益の額14」までの各欄は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入される金額を記載します。
- 7 「受取配当等の益金不算入額16」は、措置法第68条の89第1項、第68条の89の2第1項並びに第68条の89の3第1項及び第2項の規定を適用しないで計算した場合の別表八の二の「14」の金額を記載します。
- 8 「特定子法人の課税対象金額等18」は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。
 - (1) 外国関係会社（措置法第68条の90第2項第1号《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》に規定する外国関係会社をいいます。以下同じ。）である特定子法人（措置法令第39条の113の2第25項第2号に規定する特定子法人をいいます。以下同じ。）の特定子法人事業年度（同条第28項に規定する特定子法人事業年度をいいます。以下同じ。）の期間（同条第25項第2号に規定する期間をいいます。以下同じ。）内に、当該連結法人が当該外国関係会社に対して支払った対象支払利子等の額（措置法第68条の89の2第2項第1号に規定する対象支払利子等の額をいいます。以下同じ。）がある場合 当該連結法人の当該連結事業年度に係る当該外国関係会社の当該特定子法人事業年度に係る措置法第68条の90第1項に規定する個別課税対象金額、同条第6項に規定する個別部分課税対象金額又は同条第8項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額を記載します。
 - (2) 外国関係法人（措置法第68条の93の2第1項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》に規定する外国関係法人をいいます。以下同じ。）である特定子法人の特定子法人事業年度の期間内に、当該連結法人が当該外国関係法人に対して支払った対象支払利子等の額がある場合 当該連結法人の当該連結事業年度に係る当該外国関係法人の当該特定子法人事業年度に係る措置法第68条の93の2第1項に規定する個別課税対象金額、同条第6項に規定する個別部分課税対象金額又は同条第8項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額を記載します。
- 9 「匿名組合契約等により匿名組合員に負担させるべき損失の額20」は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入される金額を記載します。
- 10 各連結法人が適格合併に該当しない合併により当該連結法人との間に完全支配関係がある他の内国法人に対して移転した法第61条の13第1項《完全支配関係がある法人の間の取引の損益》に規定する譲渡損益調整資産に係る同項に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額について、法第81条の3第1項（法第61条の13第1項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額又は個別益金額を計算する場合に限りします。）の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合には、「非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額23」は、当該損金の額又は益金の額に算入される金額を減算し、又は加算した金額の合計額を記載します。
- 11 「損金不算入額32」は、措置法第68条の89の2第6項の規定の適用を受ける場合には、「 $((29) - (31))$ 又は」を消します。